

豚コレラ発生時のと畜場における早期再開に向けた体制の構築

東総食肉衛生検査所 ○福井章太郎 醍醐由香里

上林佐智子 奥田大介

豚コレラは、豚およびイノシシの熱性伝染病で、家畜伝染病予防法において家畜伝染病に指定されている。口蹄疫や鳥インフルエンザと同じく、「越境性動物感染症」の最重要疾病の1つであり、特定家畜伝染病予防指針が定められている。日本では26年間発生がみられなかったが、平成30年9月に岐阜県の養豚場で発生し、野生のイノシシの感染も確認されるなど広がりを見せている。

また、平成30年5月に本県でも国の検査で陰性と確認されたが、家畜保健衛生所での豚コレラ検査で陽性事例があった。そのため、と畜場での万が一の本病発生に備え、と畜場主催で、「豚コレラに関する特定家畜伝染病対策会議」を開催し、関係者の理解を深め、協力体制の確認を行った。その中で、挙げられた問題点・課題等を整理し、発生時により早期にと畜業務を再開するために必要不可欠な消毒について検討したので、その概要を報告する。

1. 豚コレラに関する特定家畜伝染病対策会議の開催

平成30年10月にと畜場、問屋、食肉処理士、家畜保健衛生所、食肉衛生検査所にと畜場における本病発生時の対応について検討するために協議、確認をした。内容については以下のとおりである。

- (1) と畜場で本病が発生した場合、3つの機関がそれぞれの立場で対応に当たる。と畜場は、食品工場として早期再開、風評被害を防止する必要があると、食肉衛生検査所はと畜場法、食品衛生法に基づき食肉の安全確保、と畜場内の衛生保持のするため対応に当たる。また、家畜保健所は家畜伝染病予防法に基づき、感染拡大防止と農家の経営保全のため対応しなければならないことを確認。
- (2) と畜場での本病発生および移動制限区域内に、と畜場が含まれた場合はと畜が停止されること。また、と畜場の再開要件(①車両消毒設備が整備されていること ②生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること ③定期的に清掃・消毒していること ④衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。⑤再開後の遵守事項を遵守する体制が整備されていること。)を満たさない限り、と畜が再開されないことを確認。
- (3) 本病発生時のシミュレーションをしたうえで、早期にと畜場の再開要件を満たすため、と畜場の問題点や課題について検討。

2. 問題点・課題

と畜場の早期再開のために再開要件を満たす必要があると、そのためにも様々な問題点が挙げられた(表1)。そのなかでも重要な事項の一つとして、消毒する体制を整えることが挙げられた。と畜場法16条第2項にも獣畜によりウイルスを伝染させる恐れがある場合にと畜場内の消毒を講じさせると明記されている。しかし、実際に車両消毒槽が効果的に稼働するのか、消毒薬が十分量あるのか

等、われわれが把握できてない部分も多い。また、と畜場では場内にカットセンターや食堂も含まれており、複雑な人の動きがあり交差汚染のリスクが高い。そのため、今回は①動力噴霧器での場内消毒 ②車両消毒の2点について検討した。

表1 と畜場における問題点

事項	問題点
消毒	動力噴霧器を用いての塩素消毒が必要になるが、動力噴霧器の位置や消毒能力の把握、薬剤の量についてはどの程度か。 再開要件に車両消毒の整備があるが、適切に行われているのか。
入退場管理	入退場する人、車両等のと畜場までの移動経路、経由地を把握し管理する方法。
埋却予定地の確保	と畜場を埋却予定地とするのは、衛生面、風評面で不適切であるので発生農場や近隣の町有地等を予定地にすべきではないか。
衛生管理	再開要件の1つに衛生管理マニュアルが必要だが、まだHACCP導入に向け修正中である。
牛のと畜	農水省の見解として、「移動制限区域内のと畜については牛レーンも含め、と畜場としての事業を停止し、と畜場の衛生管理状況等を確認する必要がある。」と示されているので、牛のと畜においても衛生管理マニュアルを早急に整える必要あり。
事前の準備	防疫資材の準備、確保、保管について。

3. 消毒についての検討

① 動力噴霧器での場内消毒

と畜場内にて、動力噴霧器の数は11台であった。またホース長は全範囲を網羅出来る長さであったため繋留所、解体室、懸肉室、内臓処理室の消毒は可能であると考えられた。また11台のうち3台については可動式であるため、固定式の動力噴霧器ではカバーできない場内施設の消毒も可能であると考えられた。

と畜場では、12%次亜塩素酸ナトリウムを在庫として126Lあることが分かった。場内消毒を動力噴霧器で行う際、1㎡あたり5Lの薬液が必要であるとする(参考：畜産現場における消毒マニュアル 根室地区版)繋留所、と畜解体室、内臓処理室、冷蔵庫の総面積は2,706㎡であり、場内は次亜塩素酸ナトリウムを用いて、最大1,118ppmの濃度で消毒出来ることを見込まれる。また場内を次亜塩素酸ナトリウム100ppmで消毒した場合、最大30,240㎡の範囲が消毒出来ることを見込まれる。

② 車両消毒

車両消毒には2種類の消毒剤が用いられており、出入口の車両消毒槽ではグルタール(ヘルミン25)、洗車場では逆性石けん(アストップ)にて消毒を行っていた。

車両消毒槽ではヘルミン25を1733倍希釈し、用いていた。しかし、車両消毒槽では、500~800倍希釈で用いるのが推奨とされており、薬液濃度が低いことが分かった。

また、アストップは 1000 倍希釈で使用しており、濃度は適切であった。

4. まとめ

動力噴霧器が複数個あり、ホース長も十分あるため、現在所有している動力噴霧器でと畜場内を消毒することは可能である。また次亜塩素酸ナトリウムも十分量あることが確認できた。しかし、豚コレラに関する特定家畜防疫指針の中には、畜舎等の消毒に次亜塩素酸ナトリウム液等を用いると記載されているが、消毒液の濃度や消毒範囲については明記されておらず、家畜保健衛生所との協議が必要となると思われる。

調査時、車両消毒槽での濃度が低かったことから、適切な濃度で調整するよう指導した。適切に消毒することは、と畜場内の防疫だけでなく、衛生管理の向上につながる。しかし、豚コレラが発生した際は、車両消毒槽のみの消毒では不十分であると思われる。今回の調査で可動式の動力噴霧器が複数台あり、車両消毒槽と組み合わせることで、十分な車両消毒は可能であると考えられる。

5. 今後について

と畜場の早期再開のためにはまず防疫措置を完了することが絶対条件だが、と畜場の入退場の管理方法、埋却予定地の設定等、課題は多い。また再開要件に含まれている、衛生管理マニュアルは早急に整えなければならない。また、消毒薬の選択について豚コレラに関する特定家畜防疫指針の消毒に関する事項に、畜舎等の消毒は高温蒸気、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、逆性石けん液等を用いることが定められている。食肉の安全性確保のためにも検査所としては繋留所、解体室、懸肉室、内臓処理室の消毒は食品添加物に指定されている次亜塩素酸ナトリウムを選択したいが家畜保健衛生所との協議が必要である。万が一発生した場合に備えて、早期に防疫措置を完了させるためにも家畜保健衛生所、食肉衛生検査所、と畜場三者での連携を深め、豚コレラ発生に備えてより可能な限り具体的に調整していかなければならない。

また、当所では、防疫対策の確立、食肉の安全性確保ならびに公衆衛生上の危害防止を目的とした「検査所管内における悪性伝染病対策要領」がある。しかし、現状とそぐわない部分もあるため見直しが必要と考える。